

地方税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 一 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を五十一万円（現行五十万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を十四万円（現行十三万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を十二万円（現行十万円）に引き上げること。（第五十六条の八十八の二関係）
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 三 この政令は、原則として、平成二十三年四月一日から施行するものとする。 （附則関係）